

木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例に関する募集要項

令和3年5月
東京都都市整備局

1 募集目的

昭和56年以前に建築された木造住宅については、大地震発生の際には、全壊など大きな被害を受けるおそれがあります。ところが、「適切な改修方法の選択が難しい」、「本当に地震に有効な改修工事なのか不安」などの理由から耐震改修は十分に進んでいません。

そこで、東京都では、木造住宅の耐震化を促進するために、平成17年度から、安価で信頼できる耐震改修工法・装置の事例の募集・選定を実施し、パンフレットにて紹介するとともに、各地で展示会を実施するなど普及に努めています。一層の普及促進を図るため、今年度も新しい事例の募集を行います。

2 募集内容

(1) 耐震改修工法部門

木造住宅の耐震性能の向上を図るために実施された耐震改修工法で、以下のいずれかの条件を満たす、安価で信頼できる施工事例を対象とします。なお、仕口・継ぎ手などの接合金物については、原則として、耐震改修工法の対象にはなりません。

- ・耐震補強後の診断の上部構造評点が1.0以上の耐震改修事例
- ・令和元年度までに選定を受けた工法
- ・平成21年度まで募集を行っていたアイデア部門で選定を受けた工法の施工事例又は同工法の改良品の施工事例

(2) 装置部門

地震時に木造住宅の倒壊から、人命を保護するための装置（防災ベッド、耐震シェルターなど）で、以下のいずれかの条件を満たす、安価で信頼できる設置事例を対象とします。

- ・設置実績（内装工事などを含む場合のみ）の多い事例
- ・令和元年度までに選定を受けた装置並びに
- ・平成21年度まで募集を行っていたアイデア部門で選定を受けた装置の設置事例又は同装置の改良品の設置事例も対象とします。

3 応募資格

法人格を有していること（法人であることを示す資料を提出してください。）

4 応募方法等

(1) 募集受付期間

令和3年5月27日（木曜日）から令和3年7月9日（金曜日）まで

※ 締切日の消印のあるものまで有効です。ただし、料金後納郵便などの消印のないものについては、締切日までに到着したものに限り受け付けます。

※ 応募書類に不備がある場合は、受け付けることができませんので、その場合は応募書類を返却します。なお、応募受付期間内であれば、再度応募いただくことは可能です。

(2) 提出方法

応募書類を次の宛先に郵送してください。また、封筒には「木造住宅の耐震改修工法・装置の事例応募書類在中」と朱書きで明示してください。

※ 応募書類の受付は郵送のみとなりますので、直接窓口へ提出されても受け付けることはできませんので、御注意ください。

(3) 郵送先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当

(4) 応募に必要な書類

応募の際に下記の書類が必要です。なお、応募用紙は東京都耐震ポータルサイトからダウンロードしていただき、5の記入要領を御確認のうえ、記入してください。

- ア 応募用紙 1 部
- イ 応募資格を示す資料の写し（法人登記事項証明書） 1 部（コピーは不可）
- ウ 添付資料 1 部
- エ 応募用紙、添付資料一式の電子データ（CD-R 又は DVD-R、windows 対応） 1 部

※ 応募用紙は、必ず部門別の様式を使用してください。

※ 資料サイズは、全て A4 判（A3 判折込可）としてください。

※ 事例の選考は原則、応募用紙・添付資料に記載のある内容により選定を行いますが、選定に際して東京都から必要な資料を求められた場合には、提出をお願いします。

(5) 応募に関する問合せ

応募に関する問合せは、ファクシミリ又は E メールにより令和 3 年 6 月 30 日（水曜日）まで受け付けます。お問合せの際には、件名を「木造住宅の耐震改修工法・装置の事例募集について」と記入してください。なお、電話でのお問合せにはお答えいたしかねますので、御注意ください。

お問合せ先

FAX：03-5388-1356

E-mail：S0000168@section.metro.tokyo.jp

5 記入要領

施工実績の無いものについては、耐震改修工法部門及び装置部門のいずれも選定の対象となりませんので御注意ください。

■ 耐震改修工法部門

(1) 耐震改修工法の基本情報

ア 耐震改修工法の目的、特に優れている点、強度、主要材料の規格、適用条件、金額などの目安（単位、単位あたりの金額（材工共金額）、使用単位数、効果）、施工実績（棟数）、特許・認定の状況などを記入してください。既に選定を受けている工法については、直近の選定年度を記入してください。

イ 耐力壁の強度は、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の規定に基づき、同法施行令第 46 条第 4 項表一(八)の規定に適合することを確認した書類や公的試験機関による試験データなどによる確認をしたものとしてください。

また、耐震要素となる部材の強度については、試験方法や試験結果がわかる資料（証明書など）を必ず添付してください。試験データが無いものについては、選定の対象となりませんので御注意ください。

ウ 国土交通大臣の認定や(一財)日本建築防災協会の技術評価など、公的な評価を受けている工法については、認定書などの写しを添付してください。

(2) 耐震改修工法の概要

(1)で記載した基本情報に加え、工法の概要について図などを用いて分かりやすく記入してください。

(3) 耐震改修工法の特徴

ア 従来の工法やこれまでの類似工法と比較して優れている点や工夫している点について、できる限り明確な根拠資料（数値や図など）により、簡潔に記入してください。

イ 工法の適用条件や施工条件（適用効果が高い条件や施工不可能な条件）などがわかるように、詳細に記入してください。なお、「居ながら施工」が可能な場合には、必ずその旨を記入してください。

ウ 工法の特徴を示す写真や図などを 3 枚程度使用してください。

(4) 試験方法及び試験結果の概要

試験方法、試験場所の名称、試験結果、壁強さ倍率（kN/m）などについて記入してください。

(5) 施工手順等

施工手順等は、図や写真などを用いて記入してください。特に、従来の方法と比べて工夫した点がある場合には、明示してください。

(6) 耐震改修事例建物の改修前後の概要

ア 耐震診断評点は、(一財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による上部構造評点を記入してください。また、計算過程がわかる資料を添付してください。

なお、耐震改修工法の事例については、耐震補強後の上部構造評点が1.0以上の耐震改修事例としてください。

イ 耐震診断結果のコメントは、耐震壁のバランスや腐朽の度合いなど、総合評点だけでは判断できない部分について記述してください。

ウ 応募用紙に記載する平面図は、改修前の耐震要素、改修後の耐震要素がわかるように色分けするなどの工夫をして記入してください。また、必要に応じて立面図などを添付してください。

エ 耐震改修方針のコメントは、それぞれの耐震要素をその箇所に配置した目的などについて記述してください。

オ 改修前及び改修後の状況が分かる写真を使用してください。

(7) 耐震改修事例の概算施工費

(6)の耐震改修事例について、耐震改修部分とリフォーム部分の施工費(諸経費については、それぞれの工事金額などによる按分でも可)がわかるように記入してください。なお、部材設置費用だけでなく、内装工事などの附帯する工事の費用も耐震改修施工費に含めてください。

(8) 耐震改修工法の製品単価

(6)の耐震改修事例について、当該工法の単価と工法使用箇所数について記入してください。

(9) 施工業者等の情報

依頼から工事までの流れ、工事が可能な施工業者、施工業者の育成、施工管理体制などについて記入してください。

(10) 別添資料のリスト

下記の資料を添付してください。なお、下記以外の資料を添付する場合には記入してください。

ア 耐震改修事例の耐震診断計算書(改修前・改修後)

イ 耐震改修事例の各階平面図(S:1/150~1/200程度)

※ 耐震診断計算書と対応しており、室名が記入されているもの

ウ 耐震改修事例の立面図(必要に応じて添付)

エ 耐震改修工法の強度試験結果など(評価書、認定書の写し)

オ 構造計算書(必要に応じて添付)

■ 装置部門

(1) 装置の基本情報

ア 装置の目的、特に優れている点、強度(鉛直荷重及び水平荷重に対する強度を示せる場合に記入)、主要材料の規格、主な適用条件、施工実績(棟数)、特許・認定の状況などを記入してください。既に選定を受けている装置や、アイデア部門で選定を受けている装置については、直近の選定年度を記入してください。

イ 装置の部材の強度については、別に、試験方法や試験結果がわかる資料(証明書など)を必ず添付してください。また、必要に応じて構造計算書などを添付してください。試験データが無いものについては、選定の対象となりませんので御注意ください。

(2) 装置の概要

(1)で記入した基本情報に加え、装置の概要について図などを用いて分かりやすく記入してください。

(3) 装置の特徴

ア これまでの対策や類似装置と比較して優れている点を明確な根拠資料(数値や図等)により、簡潔に記入してください。

イ 装置の設置が可能な適用条件や施工条件(適用効果が高い条件、設置不可能な条件)などがわかるように、詳細に記入してください。

ウ 装置の特徴を示す写真や図などを3枚程度使用してください。

(4) 試験方法又は構造計算の概要

試験方法や構造計算の概要について、模式図を利用するなどして簡潔に記入してください。

(5) 装置の設置手順等

装置の設置手順等は、図や写真などを用いて記入してください。特に、従来の方法と比べて工夫した点がある場合には、明示してください。

(6) 装置の設置事例の概要

装置の設置状況がわかる図面を記入してください。また、施主が本装置を設置した理由などについても記入してください。また、設置前及び設置後の状況が分かる写真を使用してください。

(7) 装置の設置事例の概算設置費

(6)の装置の設置事例について、製品価格、設置費用、諸経費などがわかるように記入してください。なお、設置費用には、内装工事など付帯する工事の費用も含めてください。

(8) 別添資料のリスト

下記の資料を添付してください。なお、下記以外の資料を添付する場合には記入してください。

ア 装置設置事例の状況詳細図

イ 装置の材料の強度実験結果など（評価書、認定書の写し）

6 審査

学識経験者などで構成される評価委員会により審査を行い、一定の評価を得た事例を選定します。

評価は、強度、経済性、簡便性、信頼性、施工性、実現性、市場性などの項目について総合的に行います。

7 選定結果の公表及び展示

選定事例の公表は、令和3年9月下旬を予定しています。なお、選定された事例・装置については、ホームページ、冊子、展示会などで公表します。

また、選定事例を掲載した冊子を作成いたしますので、原稿作成に当たり、電子データの提供などの御協力をお願いすることがあります。

8 選定事例の紹介期間

選定事例の紹介期間は、原則、選定後5年間とします。

9 選定の取消しについて

選定した耐震改修工法・装置が次の各号のいずれかに該当する場合には、ホームページやパンフレットへの掲載を取り止め、選定の取り消しを行います。

(1) 選定にあたり提出した応募書類などの記載内容に虚偽があることが判明した場合

(2) 建築主や依頼者などに対して、工事や装置の説明を十分に行わないなどの不適切な対応があったと都が判断した場合

10 その他

(1) 応募書類は原則、返却いたしませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 応募書類の受付を行ったものについては、書類到着から10日を目安に、事務局から受付確認の書面を送らせて頂きます。応募した書類に対して受付確認の書面が届かない場合には、問合せ先まで御連絡ください。

(3) 選定事例については、ホームページなどで公開します。

(4) 東京都が一定の評価をして選定された事例である旨を応募者が営業用のパンフレットなどに表示する場合は、表示内容、方法などについて、東京都への事前の協議を必要とします。

(5) 応募作品に関する知的著作権は応募者にありますので、必要に応じて応募者自身で権利保護などの手続をしてください。また、応募作品が他の知的著作権を侵害することのないように注意してください。

(6) 選定の審査内容についてはお答えできませんので、御了承ください。

(7) 応募書類などにより収集した個人情報、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）などの規定に基づき、適切に管理し、当募集に関係する事務以外では使用いたしません。

11 お問い合わせ先

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎3階南側

電話：03-5321-1111（内線30-660） 03-5388-3362（直通）